

令和5年度 生野区社会福祉協議会 生野区ボランティア・市民活動センター
活動紹介映像制作業務にかかる仕様書

1 業務名称 生野区社会福祉協議会 生野区ボランティア・市民活動センター活動紹介
動画制作業務

2 業務内容

- (1) 本会の活動紹介動画の企画・構成 (※1)
- (2) 企画・構成に基づいた動画の撮影・編集 (※2)
- (3) 紹介動画の納品 (※3)
- (4) 本会 SNS (YouTube) 公開用データの提供

※1 企画・構成について、提案内容を基に、本会与協議を重ね内容を決定する。
企画会議を1回程度予定。電話・メールは随時。

※2 動画の撮影・編集にかかる方法等について次の内容を含む

①撮影

決定した企画・構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、撮影場所は本会が指定する。

肖像権や著作権について必要な手続きも委託業務に含むものとする。(撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映【YouTube等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出を含む。】にあたり、肖像権・著作権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。

撮影は生野区ボランティア・市民活動センター内、外で5~6日程度予定。(ただし、終日撮影とならない場合は、通算とする。)

②事前の出演者・協力者への交渉・許可

原則本会が行うが、その後のやり取りは委託業務に含む。

③編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、本会による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。

編集会議2回程度。

動画の内容については次のとおりとする。

- (1) 複数年使用可能な動画とすること。(10年程度を想定)
- (2) 音楽(BGM)、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入すること。
- (3) 制作本数及び再生時間は1~2分程度×団体数5~7団体を予定

※3 成果物の納品について次の内容を含む

①動画の規格は、16:9とし、フルハイビジョン(1920×1080)映像とする。

②各映像の納品は、各タイトルに分かれたデータで納品すること。

③DVD（レーベル作成有）2枚

④DVDレーベルデータ1式

※4 本会へ成果物を納品するまで（納品当日を含む）に、同内容のデータ及び同内容のデータをSNS（Youtube）掲載用に加工し、本会あてメール送信すること。

3 委託限度額

映像制作114万円（消費税及び地方消費税含む）

※上記の金額は、提案にあたっての目安となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

4 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5 その他

- ① 本委託で生じる著作権については、本会に帰属する。
- ② 本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、本会の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。
- ③ 動画のできばえ、納入期日、その他契約に指定したとおりに行われなかったと本会が認めた場合は、支払価格の全部または一部を減額し、もしくは即時に契約を解除することがある。
- ④ 支払方法は、納品後、納品業者の請求により指定期日までに振込む。手数料は、納品業者負担とする。
- ⑤ 契約後は、本会の解釈に従い、一切の疑義を認めない。
- ⑥ 本会との契約は、大阪市暴力団排除措置要綱を適用します。

6 問合せ 大阪市生野区社会福祉協議会 総務担当：山田・小澤

所在地：大阪市生野区勝山北3-13-20

電話：06-6712-3101

FAX：06-6712-3001

メール：ikunokusyakyo@tune.ocn.ne.jp

特記仕様書

1. 暴力団等の排除について

- (1) 乙が、この契約履行期間中に大阪市の「大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- (2) 乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者（以下「入札等除外措置を受けている者」という。）に、この契約を全部または一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また乙は、この契約の下請負若しくは受託させた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。
- (3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、本会会長へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 乙は（3）に定める報告及び届出により、本会が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

（甲：社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会 乙：請負者又は受託者）